

近組 2022-036 号

2022 年 12 月 14 日

学校法人 近畿大学  
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合  
執行委員長 光永 靖

### 教養分会交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、大学院・共通教育学生センター（以下、大共センター）の事務職員が、誤解に基づく指示を教員にしないよう注意し、再発防止策を講じるよう要求する。

本学における授業担当コマ数について、専任教員・非常勤講師とも明確な規定が存在しないことは、本組合も関西圏大学非常勤講師組合もともに確認済みである。しかし、学内にはこれを誤解している教員・事務職員が多く、大共センターの事務職員も同様である。語学科目については、「専任は7コマがノルマであり、非常勤はそれを超えないよう6コマが上限である」という運用がなされているが、根拠となる規定も文書も存在せず、いわゆる「口伝」として継承されているに過ぎない。しかし、あたかもこれが大学の規定であるかのような説明で正当化されるという事例が散見し、それに起因するトラブルやハラスメントも生じている。現在、本組合が把握している事例は、非常勤講師が来年度一時的に6コマを超えて担当することを組合員である専任教員が調整したことに対し、大共センターの事務職員が後から変更を強要したことで、組合員の負担が増大したというものである。この一例からも、誤解による労働環境の悪化は明らかであり、貴法人が責任を持って指導すべきである。

なお、大共センターでは、非常勤講師への雇用契約書の送信といった本来事務職員が担当するはずの業務を教務委員である専任教員に押し付けたり、非常勤講師を確保するのが困難な状況下、現状に合わない時間割作成までも強制したりしている。上記事案と併せ、ただちに改善を求める。

回答は一週間以内とする。

以上